

今こそ、測量新時代を切りひらく時

国土交通省国土地理院
藤本貴也院長インタビュー

改正測量法と地理空間情報活用推進基本法が相次いで国会で成立し、国の測量・地理情報整備政策が大きく変わろうとしている。その眼目は何か。昨年10月に就任した藤本貴也・国土地理院長にお話を伺った。

産学官民で地理空間情報利用の基盤づくりを

——院長は、地理空間情報に関わる国の政策が大きく変わろうとしている最中に就任されたことになりましたが、国土地理院として、今どういった施策に力を入れていこうと考えておられるのか、改めて伺います。

藤本院長 やるべきことは、三つあります。

まず第一は、国土地理院の存在と役割を国民の皆さんに広く知ってもらうことです。国土の位置と形や大きさを測量し、基本的な地図を整備するというのは、あらゆる国民活動の基盤を構築する非常に重要な任務です。こうした国の基本、インフラ中のインフラを整備し、守っている国土地理院という組織の大切さを国民の皆さんにもっともっと理解してもらわなければならないと思います。

第二は、測量や地図の新しい技術を実際の多くの分野で役立つように応用していくことです。例えば、日進月歩で発展している観測衛星やGPS、GISなどの技術を地震や津波などの防災対策に具体的に生かすにはどうすればいいのか。それには、実際に対策の現場で



様々に利活用を進め、それらの結果をフィードバックしながらさらに技術を磨いていく、そのプロセスを積み重ねることにより利活用の範囲を拡大していくことが必要だと考えています。

第三は、氾濫する多種多様な情報を整理・統合していく基盤としての地理空間情報の利用を広げていくことです。インターネットなどを通じて流通している膨大な情報は、基盤的な地図などをベースにしながら分類し、整理整頓することによって、初めて役に立つ情報として構成することが可能になるわけです。

——こうした課題を国民と一緒に進めようというのが、今回成立した地理空間情報活用推進基本法の理念でもありますね。

藤本院長 そうです。地理空間情報を様々な分野で活用するための共通基盤づくり、すなわち基盤的な地図情報と測位情報の整備に産学官民が一緒になって取り組もうというのが、基本法の理念ですね。そして、同じく成立した改正測量法は、この基本法の趣旨に基

づく動きをバックアップする具体的な施策の一つにもなるわけです。

測量成果はインターネットで提供

——測量法の大きな改正は、平成13年の世界測地系への移行以来となりますが、今回も重要な意味を持った改正だと思います。改正のポイントを教えてください。

藤本院長 今回の改正は、国民一般に大きな影響を及ぼす測量システムの変更という意味では、昭和24年の測量法制定以来の改正と言えるかもしれません。ポイントは三つです。

一つは、基本測量成果のインターネットによる提供です。もちろん、国土地理院では、これまでも数値地図や国土数値情報などのデータをインターネットで公開してきました。しかし、今まではいわば“サービス”として行ってきたのに対し、今回の改正はそれを義務付けたわけです。法律によって提供が義務付けられることで、やはり基盤的な地図の活用も広がっていくだろうと思います。

二つ目は、公共測量成果の複製・使用承認申請の簡便化です。つまり、地方公共団体が行う公共測量の成果を利用する際の申請窓口を国土地理院に一本化し、ユーザが簡単にベースとなる地図を利用できるワンストップサービスを実現するということです。そのためには、都道府県、市町村等の測量計画機関との関係を密接にしておくとともに、データのやりとりに必要な共通システムも構築しておかなければなりません。

三つ目は、測量成果の複製に関する規制の緩和です。非営利目的の場合は、不特定多数への提供を目的とする以外は、原則的に承認を不要にただけでなく、これまで禁じていた営利目的の複製についても承認できるようになりました。法の施行までには営利目的の承認基準などについては、これから具体的なマニュアルを作成しなければなりません。

——やはり大きいのは、地図のインターネットによる提供を定めたことですね。実際にはすべての地図が一斉に提供されるわけではないと思いますが、どの地図から提供が始まるのですか。また、インターネットで提供される地図は、紙で刊行されるものよりも更新間隔は短くなるのでしょうか。

藤本院長 国土地理院が作成する地図の中でも、もっともよく利用していただき、皆さんと馴染みも深いのはやはり2万5千分1の地形図だと思います。すでに、CD-ROMの形で提供してきていることもあるので、この2万5千分1等から始めて、ニーズを踏まえながら順次拡大していこうと考えています。

インターネットで提供する地図の更新間隔については、これまで紙で刊行してきたものよりも、当然、短縮できると思います。従来、紙やCD-ROMで刊行してきた地図の場合、更新までに都市部で3年から5年、山間部ではそれ以上の間隔が必要だったわけですが、インターネットでは、変化の情報を入手してから遅くとも数ヶ月以内に更新できるようにしようと考えています。



——国土地理院は、古い時代の地図や航空写真も数多く収蔵していますが、それらについてはインターネットによる公開は考えていないのですか。

藤本院長 実は、古い地図や過去の航空写真などについても、利活用を促す観点から電子化を進めてきています。古い地図についてはすでに九割近く、航空写真は三割が作業を終えていますので、インターネットでの提供も具体的に検討していこうと思います。こうした過去のデータは、国土の変遷の歴史に関する重要な資料ですから、やはりしっかり整理し、広く国民に提供していくべきものと考えています。

——ICT（情報通信技術）が急速に発展し、国民の地理空間情報に対するニーズが大きく変わってきている中で、国の測量政策も刷新されつつあるわけですね。その意味では、民間の測量業界にも同じように変化が求められていると思います。測量業界に対する期待や要望などをお聞かせください。

藤本院長 確かに、国や民間を問わず、インプットとしての測量からアウトプットとしての地図や地理空間データの提供まで、全体が

変わっていく時だと思います。測量業界も、ただ旧来の技術基盤と販売ルートのみで頼ってやっている限り、だんだんとじり貧化していくことは避けられないでしょう。この変化の時代を新しいビジネスチャンスと捉えて、新たな挑戦に踏み出してほしいですね。ビジネスのあり方自体が変わろうとしているという意味では、既成の業界の枠を越えた新たな参入もあるし、競争は厳しくなるかもしれませんが、やはり測量や地図に関するしっかりしたノウハウをベースにしながら新分野に的確に対応できた企業が勝ち組になると思います。

測技協は新しい測量界をリードすべき

——そうした変化の時代の中で、当協会の役割もますます大きくなっていると思っています。

藤本院長 そうです。測量に関わる技術の牽引役を担う測技協は、この分野における変化をその先頭に立って導いていくという大きな役割を負っていると思います。その意味で、地理院に対しても“もっとしっかりやれ”と叱咤していただきたい。両者の歯車がうまくかみ合えば、日本の測量界の再生に大きく寄与できるのではないのでしょうか。

——ありがとうございました。



■略歴

1949年大阪府生まれ。

1972年東京大学工学部土木工学科卒業後、旧建設省に入省。大臣官房政策課計画官、中部地方建設局静岡国道工事事務所長、関東地方建設局企画部長、道路局国道課長、近畿地方整備局長を経て2006年10月より現職。

座右の銘は、新渡戸稲造『武士道』に共感して「義」「勇」「仁」「礼」「誠」。